

(別紙2-1)

苦情解決支援とあっせんに関する業務規程の改正について

2025 年 1 月 30 日

(下線部分は改正部分)

新	旧
(定 義)	(定 義)
第 2 条 (略)	第 2 条 (略)
(1) ～ (17) (略)	(1) ～ (17) (略)
(18) 暗号資産等関連デリバティブ取引業 一般社団法人日本暗号資産等取引業協会 の定款第 3 条第 20 号に規定する暗号資産等 関連デリバティブ取引業をいう。	(18) 暗号資産等関連デリバティブ取引業 一般社団法人日本暗号資産取引業協会の 定款第 3 条第 20 号に規定する暗号資産等関 連デリバティブ取引業をいう。
(19) ～ (25) (略)	(19) ～ (25) (略)
(取り扱う相談、苦情及び紛争の範囲)	(取り扱う相談、苦情及び紛争の範囲)
第 4 条 (略)	第 4 条 (略)
(1) (略)	(1) (略)
イ～ホ (略)	イ～ホ (略)
へ 一般社団法人日本暗号資産等取引業協 会	へ 一般社団法人日本暗号資産取引業協 会
ト (略)	ト (略)
(2) ～ (3) (略)	(2) ～ (3) (略)
2 (略)	2 (略)
(1) ～ (5) (略)	(1) ～ (5) (略)
(6) 暗号資産等関連デリバティブ取引業の 業務 (一般社団法人日本暗号資産等取引業 協会の会員及び当該会員に係る金融商品仲 介業者の業務に係るものに限る。)	(6) 暗号資産等関連デリバティブ取引業の 業務 (一般社団法人日本暗号資産取引業協 会の会員及び当該会員に係る金融商品仲介 業者の業務に係るものに限る。)
(7) ～ (9) (略)	(7) ～ (9) (略)
3 ～ 6 (略)	3 ～ 6 (略)
(センターと協定を締結している団体等の費用 負担義務)	(センターと協定を締結している団体等の費用 負担義務)
第 6 条 (略)	第 6 条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
(1) ～ (4) (略)	(1) ～ (4) (略)
(5) 第 4 条第 2 項第 6 号に規定する業務に	(5) 第 4 条第 2 項第 6 号に規定する業務に

新	旧
関する苦情及び紛争に係る紛争等解決事業に係る費用（以下「暗号資産等関連デリバティブ取引関連紛争等解決費用」という。）のうち当該年度の開始時点において<u>一般社団法人日本暗号資産等取引業協会</u>に加入する加入第1種金融商品取引業者に係る費用 第6項に規定する<u>一般社団法人日本暗号資産等取引業協会</u>の負担金を充当するほか、当該加入第1種金融商品取引業者が負担する第6条の3に規定するあっせん開催期日1回当たりの利用負担金及びあっせんの申立者が負担する第32条に規定するあっせん申立金を充当する。 (6) 暗号資産等関連デリバティブ取引関連紛争等解決費用のうち当該年度の開始時点において<u>一般社団法人日本暗号資産等取引業協会</u>に加入しない加入第1種金融商品取引業者に係る費用 当該<u>一般社団法人日本暗号資産等取引業協会</u>に加入しない加入第1種金融商品取引業者が次条に定める基本負担金及び第6条の3に規定するあっせん開催期日1回当たりの利用負担金を負担するほか、あっせんの申立者が第32条に規定するあっせん申立金を負担する。 (7)～(8) (略) 4～5 (略) 6 <u>一般社団法人日本暗号資産等取引業協会</u>は、毎年度、同協会の会員である加入第1種金融商品取引業者に係る暗号資産等関連デリバティブ取引関連紛争等解決費用について、センターとの協定に定めるところにより、負担しなければならない。 7 (略) 8 年度の中途において日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、<u>一般社団法人日本暗号資産等取引業協会</u>又は一般社団法人日本STO協会の会員となった場合（年度の中	関する苦情及び紛争に係る紛争等解決事業に係る費用（以下「暗号資産等関連デリバティブ取引関連紛争等解決費用」という。）のうち当該年度の開始時点において<u>一般社団法人日本暗号資産取引業協会</u>に加入する加入第1種金融商品取引業者に係る費用 第6項に規定する<u>一般社団法人日本暗号資産取引業協会</u>の負担金を充当するほか、当該加入第1種金融商品取引業者が負担する第6条の3に規定するあっせん開催期日1回当たりの利用負担金及びあっせんの申立者が負担する第32条に規定するあっせん申立金を充当する。 (6) 暗号資産等関連デリバティブ取引関連紛争等解決費用のうち当該年度の開始時点において<u>一般社団法人日本暗号資産取引業協会</u>に加入しない加入第1種金融商品取引業者に係る費用 当該<u>一般社団法人日本暗号資産取引業協会</u>に加入しない加入第1種金融商品取引業者が次条に定める基本負担金及び第6条の3に規定するあっせん開催期日1回当たりの利用負担金を負担するほか、あっせんの申立者が第32条に規定するあっせん申立金を負担する。 (7)～(8) (略) 4～5 (略) 6 <u>一般社団法人日本暗号資産取引業協会</u>は、毎年度、同協会の会員である加入第1種金融商品取引業者に係る暗号資産等関連デリバティブ取引関連紛争等解決費用について、センターとの協定に定めるところにより、負担しなければならない。 7 (略) 8 年度の中途において日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、<u>一般社団法人日本暗号資産取引業協会</u>又は一般社団法人日本STO協会の会員となった場合（年度の中

新	旧
途において第1種金融商品取引業者となったときに同時に各協会への入会の手続をとった場合を除く。)においては、第3項の規定の適用上、同項第2号、第4号、第6号又は第8号に該当するものとして取り扱う。	において第1種金融商品取引業者となったときに同時に各協会への入会の手続をとった場合を除く。)においては、第3項の規定の適用上、同項第2号、第4号、第6号又は第8号に該当するものとして取り扱う。
9 (略)	9 (略)
10 第1項の費用の額の算定においては、日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 <u>一般社団法人日本暗号資産等取引業協会</u> 又は一般社団法人日本STO協会のいずれかに加入する加入第1種金融商品取引業者に係る費用を算入しないものとする。	10 第1項の費用の額の算定においては、日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 <u>一般社団法人日本暗号資産取引業協会</u> 又は一般社団法人日本STO協会のいずれかに加入する加入第1種金融商品取引業者に係る費用を算入しないものとする。
11 (略)	11 (略)
(日本証券業協会等に参加しない者に係る基本負担金額)	(日本証券業協会等に参加しない者に係る基本負担金額)
第6条の2 (略)	第6条の2 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前条第3項第6号に規定する基本負担金の額は、 <u>一般社団法人日本暗号資産等取引業協会</u> の会員である加入第1種金融商品取引業者に係る暗号資産等関連デリバティブ取引関連紛争等解決費用の1社当たり平均見込額の1.5倍に相当する額とする。	3 前条第3項第6号に規定する基本負担金の額は、 <u>一般社団法人日本暗号資産取引業協会</u> の会員である加入第1種金融商品取引業者に係る暗号資産等関連デリバティブ取引関連紛争等解決費用の1社当たり平均見込額の1.5倍に相当する額とする。
4 (略)	4 (略)
(周知及び公表)	(周知及び公表)
第49条 (略)	第49条 (略)
2 (略)	2 (略)
(1) 当事者の秘密に関する事項を除き、相談若しくは苦情の申出又はあっせんの申立ての概要を加入第1種金融商品取引業者等に周知すること。この場合において、センターは、加入第1種金融商品取引業者に対する周知については日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 <u>一般社団法人日本暗号資産等取引業協会</u> 又は一般社団法人日本STO協会を通じて、協定事業者に対する	(1) 当事者の秘密に関する事項を除き、相談若しくは苦情の申出又はあっせんの申立ての概要を加入第1種金融商品取引業者等に周知すること。この場合において、センターは、加入第1種金融商品取引業者に対する周知については日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 <u>一般社団法人日本暗号資産取引業協会</u> 又は一般社団法人日本STO協会を通じて、協定事業者に対する

新	旧
る周知については、日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、<u>一般社団法人日本暗号資産等取引業協会</u>又は一般社団法人日本 STO 協会を通じて、金融商品仲介業者に対する周知については、当該金融商品仲介業者が属する金融商品取引業者等を通じて、それぞれ行うことができる。 (2) (略) 付 則 (2025 年 1 月 30 日) この改正は、金融商品取引法に基づく認可を得られた日から施行する。 (注) 改正条項は、以下のとおりである。 第 2 条第 18 号、第 4 条第 1 項第 1 号へ及び第 2 項第 6 号、第 6 条第 3 項第 5 号及び第 6 号、第 6 条第 6 項及び第 8 項、第 6 条の 2 第 3 項及び第 49 条第 2 項第 1 号を改正。	周知については、日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、<u>一般社団法人日本暗号資産取引業協会</u>又は一般社団法人日本 STO 協会を通じて、金融商品仲介業者に対する周知については、当該金融商品仲介業者が属する金融商品取引業者等を通じて、それぞれ行うことができる。 (2) (略)

(別紙2-2)

「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」に関する細則の改正について

2025 年 1 月 30 日

(下線部分は改正部分)

新	旧
別表 2 の 2	別表 2 の 2
年 月 日 特定第 1 種金融商品取引業務に係る紛争等解決手続実施基本契約申込書 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 御中 申請者の商号、名称又は氏名 印 代表者 印 住所 (事務連絡先) 担当者 電話 F A X E-mail 下記記載の事業者（申請者の商号、名称又は氏名を記載）は、「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」第 5 条の 2 第 2 項に定めるところにより、貴法人との間において、特定第 1 種金融商品取引業務に係る紛争等解決手続実施基本契約の締結を申し込みます。 当社（又は私）は、貴法人の特定第 1 種金融商品取引業務に係る紛争等解決手続の利用に際しては、貴法人が定める上記業務規程及び同業務規程に関する細則その他の定めを遵守のうえ、利用し、これらの定めによる義務を誠実に履行します。 記 1 申請者の商号、名称又は氏名 2 代表者の氏名 3 主たる営業所又は事務所の名称及び所在地 4 金融商品取引業者としての登録番号 5 加入している金融商品取引業協会がある場合には、その名称 6 第 1 種金融商品取引業の種類 (1) 日本証券業協会の定款第 3 条第 8 号に規定する有価証券の売買その他の取引等の実施の有無（有り・無し） (2) 一般社団法人金融先物取引業協会の定款第 4 条第 1 項第 1 号に規定する金融先物取引業の実施の有無（有り・無し） (3) <u>一般社団法人日本暗号資産等取引業協会の定款第 3 条第 20 号</u>に規定する<u>暗号資産等関連デリバティブ取引業</u>の実施の有無（有り・無し） (4) 一般社団法人日本 STO 協会の定款第 3 条第 4 号に規定する電子記録移転権利等の売買その他の取引等の実施の有無（有り・無し） (注) 該当する部分を囲むこと。	年 月 日 特定第 1 種金融商品取引業務に係る紛争等解決手続実施基本契約申込書 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 御中 申請者の商号、名称又は氏名 印 代表者 印 住所 (事務連絡先) 担当者 電話 F A X E-mail 下記記載の事業者（申請者の商号、名称又は氏名を記載）は、「苦情解決支援とあっせんに関する業務規程」第 5 条の 2 第 2 項に定めるところにより、貴法人との間において、特定第 1 種金融商品取引業務に係る紛争等解決手続実施基本契約の締結を申し込みます。 当社（又は私）は、貴法人の特定第 1 種金融商品取引業務に係る紛争等解決手続の利用に際しては、貴法人が定める上記業務規程及び同業務規程に関する細則その他の定めを遵守のうえ、利用し、これらの定めによる義務を誠実に履行します。 記 1 申請者の商号、名称又は氏名 2 代表者の氏名 3 主たる営業所又は事務所の名称及び所在地 4 金融商品取引業者としての登録番号 5 加入している金融商品取引業協会がある場合には、その名称 6 第 1 種金融商品取引業の種類 (1) 日本証券業協会の定款第 3 条第 8 号に規定する有価証券の売買その他の取引等の実施の有無（有り・無し） (2) 一般社団法人金融先物取引業協会の定款第 4 条第 1 項第 1 号に規定する金融先物取引業の実施の有無（有り・無し） (3) <u>一般社団法人日本暗号資産取引業協会</u>の定款第 3 条第 12 号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引業の実施の有無（有り・無し） (4) 一般社団法人日本 STO 協会の定款第 3 条第 4 号に規定する電子記録移転権利等の売買その他の取引等の実施の有無（有り・無し） (注) 該当する部分を囲むこと。
付 則（2025 年 1 月 30 日）	
この改正は、業務規程の改正が施行された	

新	旧
<u>日から施行する。</u> <u>(注) 改正条項等は、以下のとおりである。</u> <u>別表 2 の 2 を改正。</u>	